

子ども・子育て支援新制度 関係政省令資料

国が定める設備及び運営に関する基準の概要

< 内容 >

- 1 . 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 P 1
- 2 . 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準 P 1 3
- 3 . 放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準 P 2 2

1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年4月30日 厚生労働省令第61号)

国が定める省令の内、主立った設備及び運営に関する基準の概要を表形式で整理したものです。

* 条・項は省令の該当箇所。

* 種別は、省令で定める種別で、「従う」は「従うべき基準」、「参酌」は「参酌すべき基準」

* 「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準、「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならない基準

【各事業に共通する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
1	保育所等との連携	6	1	従う	<p>利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。(居宅訪問型保育事業を除く。)ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>附則第3条 経過措置 連携施設の確保が著しく困難であれば、施行の日から5年を経過する日までの間は、連携施設の確保をしないことができる。</p>
2	事業者等と非常災害	7	1	参酌	<p>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p>
		7	2	参酌	<p>避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p>
3	事業者等の職員の一般的要件	8	1	参酌	<p>保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
4	事業者等の職員の知識及び技能の向上等	9	1	参酌	<p>職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
		9	2	参酌	<p>職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

番号	項目	条	項	種別	概要
5	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	10	1	参酌	他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。 ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。 【従う】(保育に直接従事する職員に係る部分)
6	利用者を平等に取り扱う原則	11	1	従う	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
7	虐待等の禁止	12	1	従う	職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
8	懲戒に係る権限の濫用禁止	13	1	従う	利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
9	衛生管理等	14	1	参酌	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
		14	2	参酌	当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
		14	3	参酌	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
		14	4	参酌	居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
		14	5	参酌	居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
10	食事の提供	15	1	従う	利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所内等で調理する方法により行わなければならない。 附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】
		15	2	従う	利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

番号	項目	条	項	種別	概要
		15	3	従う	食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
		15	4	従う	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
		15	5	従う	利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
11	食事の提供の特例	16	1	従う	<p>次の各号に掲げる要件を満たす事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し当該事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>当該事業者等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>調理業務の受託者を、当該事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>

番号	項目	条	項	種別	概要
		16	2	従う	<p>搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>連携施設 当該事業所等の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)</p>
12	健康診断	17	1	参酌	利用乳幼児に対して、利用開始時と少なくとも1年に2回、及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定に準じて行わなければならない。
		17	2	参酌	前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
		17	3	参酌	第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、事業者等に勧告しなければならない。
		17	4	参酌	職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。
13	運営規定	18	1	参酌	事業所内等ごとに事業の重要事項(目的や方針、開所日・時等)に関する運営規定を定めておかななければならない。
14	事業所等に備える帳簿	19	1	参酌	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。
15	秘密保持等	20	1	従う	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
		20	2	従う	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
16	苦情解決	21	1	参酌	利用乳幼児又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

番号	項目	条	項	種別	概要
		21	2	参酌	保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

【家庭的保育事業に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
17	保育を行う場所	22	1	参酌	<p>乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。専用の部屋の面積は、9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数の1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること。</p> <p>保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>衛生的な調理設備【従う】及び便所を設けること。</p> <p>同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。</p> <p>火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p> <p>附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】</p>
18	職員	23	1	従う	<p>家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>調理業務の全部を委託する場合 搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】</p>
			2	従う	家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者でなければならない。
			3	従う	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)とともに保育する場合には、5人以下とする。

番号	項目	条	項	種別	概要
19	保育時間及び日数	24	1	参酌	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。
20	保育の内容	25	1	従う	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
21	保育の内容	26	1	参酌	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

【小規模保育事業に共通する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
22	事業の区分	27	1	従う	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

【小規模保育事業A型に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
23	保育を行う場所	28	1	参酌	<p>乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、調理設備【従う】及び便所を設けること。乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は幼児1人につき3.3㎡以上であること。又、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備【従う】及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場は、幼児1人につき3.3㎡以上であること。又、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>保育室等を2階及び3階以上に設ける建物は、建築基準法及び同法施行令等に規定されている耐火建築物又は準耐火建築物で、屋内・屋外階段、屋外傾斜路、非常警報設備等の施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】</p>

24	職員	29	1	従う	<p>保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>調理業務の全部を委託する場合 搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】</p>
		29	2	従う	<p>保育士の数は、下記に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>乳児 概ね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 概ね6人につき1人 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね20人につき1人 満4歳以上の児童 概ね30人につき1人</p>
		29	3	従う	<p>保育士の数の算定に当たっては、勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
25	準用	30	1	従う 参酌	<p>省令第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。</p>

【小規模保育事業B型に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
26	職員	31	1	従う	<p>保育士、その他保育に従事する職員(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>調理業務の全部を委託する場合 搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】</p> <p>附則第4条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、その他保育に従事する職員は保育従事者とみなす。</p>
			2	従う	<p>保育従事者の数は、下記に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>乳児 概ね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 概ね6人につき1人 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね20人につき1人 満4歳以上の児童 概ね30人につき1人</p>

		31	3	従う	保育士の数の算定に当たっては、勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
27	準用	32	1	従う 参酌	第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。

【小規模保育事業C型に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
28	保育を行う場所	33	1	参酌	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、調理設備【従う】及び便所を設けること。乳児室又はほふく室の面積は、乳児または幼児1人につき3.3㎡以上であること。又、保育に必要な用具を備えること。 附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】
		33	1	参酌	満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備【従う】及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場は、幼児1人につき3.3㎡以上であること。又、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】
		33	1	参酌	保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法及び同法施行令等に規定されている耐火建築物又は準耐火建築物で、屋内・屋外階段、屋外傾斜路、非常警報設備等の施設又は設備が1以上設けられていること。
29	職員	34	1	従う	家庭的保育者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 調理業務の全部を委託する場合 搬入施設から食事を搬入する場合 附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】

番号	項目	条	項	種別	概要
		34	2	従う	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)とともに保育する場合には、5人以下とする。
30	利用定員	35	1	従う	利用定員は6人以上10人以下とする。 附則第5条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。
1	準用	36	1	従う 参酌	第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。

【居宅訪問型保育事業に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
32	保育の内容	37	1	従う	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認めるものにおいて行う保育
33	設備及び備品	38	1	参酌	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
34	職員	39	1	従う	家庭的保育者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者)1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。
35	連携施設	40	1	従う	第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて

番号	項目	条	項	種別	概要
					は、この限りでない。
36	準用	41	1	従う 参酌	第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。

【事業所内保育事業に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
37	利用定員	42	1	参酌	別表に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市長が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

別表

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

【事業所内保育事業 利用定員20人以上の場合】

番号	項目	条	項	種別	概要
38	保育を行う場所	43	1	参酌	<p>乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合においては、乳児室又はほふく室、医務室、調理室【従う】及び便所を設けること。乳児室の面積は、乳児又は幼児1人につき1.65㎡以上、ほふく室は、乳児又は幼児1人につき3.3㎡以上であること。又、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>満2歳以上の幼児を入所させる場合においては、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室【従う】及び便所を設けること。保育室又は遊戯室の面積は幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場は、幼児1人につき3.3㎡以上であること。又、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>保育室等を2階及び3階以上に設ける建物は、建築基準法及び同法施行令等に規定されている耐火建築物又は準耐火建築物で、屋内・屋外階段、屋外傾斜路、非常警報設備等などの施設または設備が1以上設けられていること。</p> <p>附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理室に係る部分】</p>
39	職員	44	1	従う	<p>保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>調理業務の全部を委託する場合 搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】</p>
		44	2	従う	<p>保育士の数は、下記に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数の合計数以上とする。ただし、事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>乳児 概ね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 概ね6人につき1人 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね20人につき1人 満4歳以上の児童 概ね30人につき1人</p>
		44	3	従う	<p>保育士の数の算定に当たっては、勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
40	連携施設	45	1	従う	<p>連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>

41	準用	46	1	従う 参酌	第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。
----	----	----	---	----------	--

【事業所内保育事業 利用定員19人以下の場合】

番号	項目	条	項	種別	概要			
42	職員	47	1	従う	<p>保育士、その他保育に従事する職員（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>調理業務の全部を委託する場合 搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】 附則第4条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、その他保育に従事する職員は保育従事者とみなす。</p>			
					47	2	従う	<p>保育従事者の数は、下記に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>乳児 概ね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 概ね6人につき1人 満3歳以上満4歳に満たない児童 概ね20人につき1人 満4歳以上の児童 概ね30人につき1人</p>
					47	3	従う	<p>保育士の数の算定に当たっては、勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
43	準用	48	1	従う 参酌	第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。			

2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準 (平成26年4月30日 内閣府令第39号)

国が定める内閣府令の内、主立った運営に関する基準の概要を表形式で整理したものです。

* 条・項は内閣府令の該当箇所

* 種別は、内閣府令で定める種別で、「従う」は「従うべき基準」、「参酌」は「参酌すべき基準」

* 「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準、「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならない基準

【特定教育・保育施設の運営に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
1	利用定員	4	1	従う	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）の利用定員は20人以上とする。
		4	2	従う	特定教育・保育施設は、その区分に応じ利用定員を定める。（ただし、3号認定の子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする）
2	内容及び 手続の説明及び同意	5	1	従う	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
3	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	6	1	従う	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
		6	2	従う	特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び施設を現に利用している子どもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

番号	項目	条	項	種別	概要
		6	3	従う	特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)は、利用申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子どもの数及び現に利用しているこどもの総数が法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に係る利用定員の総数を超える場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。
		6	5	参酌	特定教育・保育施設は自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
4	あっせん、調整及び要請に対する協力	7	1・2	従う	特定教育・保育施設の利用について、法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
5	受給資格等の確認	8	1	参酌	特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめるものとする。
6	支給認定の申請に係る援助	9	1	参酌	支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
7	心身の状況等の把握	10	1	参酌	子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
8	小学校等との連携	11	1	参酌	特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は、他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
9	教育・保育の提供の記録	12	1	参酌	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供にあたり、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
10	利用者負担額等の受領	13	1	従う	特定教育・保育を提供した際、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

番号	項目	条	項	種別	概要
11	施設型給付費等の額に係る通知等	14	1	参酌	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
12	特定教育・保育の取扱方針	15	1・2	従う	下記に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園(を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない) 幼稚園 幼稚園教育要領 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
13	特定教育・保育に関する評価等	16	1	参酌	自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
		16	2	参酌	定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者、その他の特定教育・保育施設の関係者(当該施設の職員除く)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
14	相談及び援助	17	1	参酌	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。
15	緊急時等の対応	18	1	参酌	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
16	支給認定保護者に関する市への通知	19	1	参酌	保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

番号	項目	条	項	種別	概要
17	運営規定	20	1	参酌	施設の運営についての重要事項(施設の目的及び運営の方針、提供する特定教育・保育の内容、職員の職種、員数及び職務の内容、特定教育・保育の提供を行う日及び時間等)に関する規程を定めておかなければならない。
18	勤務体制の確保等	21	1	参酌	支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。
		21	3	参酌	職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
19	定員の遵守	22	1	参酌	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
20	掲示	23	1	参酌	見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
21	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	24	1	従う	支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
22	虐待等の禁止	25	1	従う	職員は、支給認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
23	懲戒に係る権限の濫用禁止	26	1	従う	特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所)の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
24	秘密保持等	27	1・2	従う	職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、職員であった者が、正当な理由なく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
25	情報の提供等	28	1	参酌	提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
26	利益供与等の禁止	29	1・2	参酌	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

番号	項目	条	項	種別	概要
27	苦情解決	30	1,2	参酌	提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
28	地域との連携等	31	1	参酌	その運営にあたり地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
29	事故発生の防止及び発生時の対応	32	1	従う	事故の発生又はその再発を防止するため、下記に定める措置を講じなければならない。 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 事故が発生した場合、又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実の報告、分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
		32	2	従う	子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
		32	3	従う	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
		32	4	従う	賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
30	会計の区分	33	1	参酌	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
31	記録の整備	34	1	参酌	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
32	特別利用保育の基準	35	1	従う	特定教育・保育施設(保育所)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
33	特別利用教育の基準	36	1	従う	特定教育・保育施設(幼稚園)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

【特定地域型保育事業者の運営に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	概要
34	利用定員	37	1	従う	利用定員は以下のとおりとする。 家庭的保育事業 1人以上5人以下 小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 小規模保育事業C型 6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業 1人
		37	2	従う	定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。
35	内容及び 手続の説明及び同意	38	1	従う	利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。
36	正当な理由のない提供拒否の禁止等	39	1	従う	支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
		39	2	従う	利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
		39	3	従う	選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
		39	4	参酌	自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
37	あっせん、調整及び要請に対する協力	40	1・2	従う	特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
38	心身の状況等の把握	41	1	参酌	子どもの心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

番号	項目	条	項	種別	概要
39	特定教育・保育施設等との連携	42	1・3	従う	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。)
		42	2	従う	居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合は、あらかじめ連携する障がい児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、連携する施設の確保が著しく困難であると市が認めるものはこの限りではない。
		42	3	従う	上記について、利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。
		42	4	参酌	特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めなければならない。
40	利用者負担額等の受領	43	1	従う	特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
		43	3	従う	特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。
		43	4	従う	<p>特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、下記に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日用品、文房具等の購入に要する費用 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 <p>前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされる費用で、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</p>

番号	項目	条	項	種別	概要
		43	5	従う	前4項の費用額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
		43	6	従う	第3項及び第4項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにし、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。
41	特定地域型保育の取扱方針	44	1	従う	児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
42	特定地域型保育に関する評価等	45	1	参酌	提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
		45	2	参酌	定期的に外部の評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
43	運営規定	46	1	参酌	事業の運営についての重要事項(事業の目的や運営の方針、提供する保育の内容、職員の職種や員数及び職務内容、開所日や時間等)に関する規程を定めておかなければならない。
44	勤務体制の確保等	47	1	参酌	支給認定こどもに対し、適切な保育が提供できるように、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。
		47	3	参酌	特定地域型保育事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。
45	定員の遵守	48	1	参酌	特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。
46	記録の整備	49	1	参酌	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
		49	2	参酌	支給認定子どもの保育の提供に関する記録(保育の提供計画、保育に係る必要な事項の提供、市への通知等)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

番号	項目	条	項	種別	概要
47	準用	50	1	従う 参酌	内閣府令第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。
48	特別利用 地域型保 育の基準	51	1	従う	特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
		51	2	従う	特定地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。
49	特定利用 地域型保 育の基準	52	1	従う	特定地域型保育事業者が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
		52	2	従う	保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年4月30日 厚生労働省令第63号)

国が定める省令の内、主立った設備及び運営に関する基準の概要を表形式で整理したものです。

* 条・項は省令の該当箇所

* 種別は、省令で定める種別で、「従う」は「従うべき基準」、「参酌」は「参酌すべき基準」

* 「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準、「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならない基準

番号	項目	条	項	種別	概要
1	非常災害対策	6	1・2	参酌	消火用具、非常口等非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。
2	職員の一般的要件	7	1	参酌	利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
3	職員の知識及び技能の向上等	8	1・2	参酌	職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
4	専用区画	9	1-4	参酌	遊び・生活・静養の場としての機能を備えた区画(専用区画)を設けるほか支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 専用区画の面積は児童1人につき概ね1.65㎡以上でなければならない。 専用区画等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該児童育成クラブ事業用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
5	職員	10	1・2	従う	事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 放課後児童支援員は支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、そのうち1人を除き補助員に代えることができる。

番号	項目	条	項	種別	概要
		10	3	従う	放課後児童支援員は次のいずれかに該当する者で、都道府県知事が実施する研修を修了した者でなければならない。 保育士の資格を有する者 社会福祉士の資格を有する者 学校教育法の規定による高等学校等を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上児童育成クラブ事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
		10	4	参酌	1の支援単位を構成する児童の数は概ね40人以下とする。
		10	5	従う	放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
6	利用者を平等に取り扱う原則	11	1	参酌	利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。
7	虐待等の禁止	12	1	参酌	職員は、利用者に対し、虐待や心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

番号	項目	条	項	種別	概要
8	衛生管理等	13	1-3	参酌	利用者の使用する設備や食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 事業所において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
9	運営規定	14	1	参酌	事業所ごとに事業の重要事項（目的や方針、開所日・時等）に関する運営規程を定めておかななければならない。
10	帳簿	15	1	参酌	職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。
11	秘密保持等	16	1・2	参酌	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
12	苦情解決	17	1-3	参酌	保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。 その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
13	開所時間及び日数	18	1	参酌	開所時間は原則として、小学校の休業日は1日につき8時間以上、それ以外は3時間以上を原則として地域の実情に応じて、事業所ごとに定める。
		18	2	参酌	開所日は1年につき250日以上を原則として、地域の実情に応じて、事業所ごとに定める。
14	保護者との連絡	19	1	参酌	常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
15	関係機関との連携	20	1	参酌	市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
16	事故発生時の対応	21	1・2	参酌	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

